高知県木材加工流通施設整備事業事務取扱要領（新旧対照表）

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 高知県木材加工流通施設整備事業事務取扱要領  第１　（略）  第２　事業計画の作成  　１　（略）  ２　事業計画書  　(1) 事業計画書  県要綱第２条に定める補助事業者の長は、事業主体と十分な調整を図り、事業の利害関係者並びに受益範囲の林業関係団体及び関係行政機関等の意見を聴取した上、事業計画書（別記第２号様式）を知事の指定する期日までに、所長を経由して知事に提出するものとする。  　　また、県要綱別表第１の１の項及び２の項の事業の場合は、次の①～③の資料を添付するものとする。  　　(2)～(3)　（略）  　３　（略）  　４　事業計画の変更  事業実施主体は、必要に応じて事業計画の変更を行うものとする。  (1)次のいずれかに該当する計画の重要な変更があるときは、その手続きについては、第２の２に準じて行うものとする。  ア　補助金額の増額  イ　事業種目の新設又は廃止  附　則  １　この要領は、令和４年４月１日から施行する。 | 高知県木材加工流通施設整備事業事務取扱要領  第１　（略）  第２　事業計画の作成  　１　（略）  ２　事業計画書  　(1) 事業計画書  県要綱第２条に定める補助事業者の長は、事業主体と十分な調整を図り、事業の利害関係者並びに受益範囲の林業関係団体及び関係行政機関等の意見を聴取した上、事業計画書（別記第２号様式）を事業を実施する年度の４月末日までに、所長を経由して知事に提出するものとする。  　　また、県要綱別表第１の１の項及び２の項の事業の場合は、次の①～③の資料を添付するものとする。  　(2)～(3)　（略）  　３　（略）  （新設）  （新設） |